

No.	質問 (日割り請求)	回答
1	総合事業における月額包括報酬の日割り請求にかかる適用はどのようなになるか。	総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスでは、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、月額包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り計算になります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、月額包括報酬ではなく契約解除日までの日割り計算になります。 (参考:介護報酬の解釈3 Q&A・法令編 平成30年4月版 P1333) 「『月額包括報酬の日割り請求にかかる適用』(平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課/事務連絡・I資料9)」を参照の上、当該日割り算定にかかる適用について対応してください。
2	次のような場合における日割り計算は、具体的にどのようなになるか。 ①サービス利用を休み始め、そのまま利用しなくなった場合 ②入院によりサービスを利用しなくなった場合 ③サービス利用はなくなったが、契約は解除していない場合	いずれの場合も、契約解除日がいつの時点かなどの判断になると思われますが、契約書で定めていない場合は、個別の状況により一概には判断が難しいので、利用者と総合事業のサービス事業所との協議により、双方の合意に基づいて起算日を定め、計算することが望ましいと考えます。
3	月途中の契約で、当月の利用開始日までに日があいた場合、起算日は契約日との解釈でよいか。	お見込みのとおりです。 ただし、契約日の属する月にサービス利用がなかった場合は、その月の報酬は請求できません。
4	日割り計算をする場合は、起算日からの「利用回数」に日割り単価を乗じて算出するのか。	日割り計算は、起算日からの「利用回数」ではなく「利用期間(日数)」に日割り単価を乗じて算出します。具体的には、契約日が4月15日の場合は、15日から30日までの「16日間」に日割り単価を乗じて算出してください。
5	「契約解除日」とはいつを言うのか。	「契約解除日」がいつになるかについては、利用者と事業者の両者が契約解除日と合意した日となります。
6	暫定プランで利用していたサービスの利用回数を月途中で変更した場合、変更前と変更後で日割り請求できるのか。	日割り請求はできません。 当初に計画されていた介護予防サービス計画により月額包括報酬で事業費の請求を行ってください。 なお、利用者の状態等の変化によって、恒常的にサービスの支給区分変更が必要な場合は、翌月から介護予防サービス計画の変更を検討してください。
7	日割り請求について、区分変更(要支援1⇔要支援2等)をした場合、変更日を起算日として請求するが、総合事業のサービスの内容が変更しない場合も、区分変更後は日割り請求するのか。	サービス内容に変更がない場合においても、区分変更の変更日を起算日として日割り請求をしてください。(請求する場合、コードは同サービスの日割り算定用コードです。)
8	同月中において、生活支援ホームヘルプサービス利用中の利用者が通院・外出介助が必要になるなどし、月途中から総合事業ホームヘルプサービスを利用することは可能か。その場合、総合事業ホームヘルプサービスの請求は日割りとなるのか。また、利用頻度も合わせて変更可能か。	月途中で生活支援ホームヘルプサービスから総合事業ホームヘルプサービスに変更することは可能です。この場合、総合事業ホームヘルプサービスは日割りとなります。日割りの起算日は総合事業ホームヘルプサービスの契約日です。また、総合事業ホームヘルプサービスと生活支援ホームヘルプサービスは異なるサービスであるため、サービスの利用頻度の変更は可能です。

【事業所向け】 介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A (高齢者支援課) R5.7 修正版

No.	質問 (日割り請求)	回答
9	被保険者の入院中に総合事業ホームヘルプサービスの契約を行い、退院後、契約を行った月内にサービス提供を開始した場合、日割り請求の起算日はいつになるのか。	契約日が起算日となります。
10	総合事業のサービス利用者が月途中で区分変更し、区分が変更となる前（後）のサービス利用の実績がない場合の日割りの請求方法について教えてほしい。	区分変更前（後）でサービス利用実績がない場合は、利用実績がある区分変更前（後）のみ、日割りで請求ができます。
11	他市区町村からの転入者が新たに総合事業を利用することとなった場合の日割り計算の起算日について教えてほしい。	呉市の被保険者となった日か、利用者との契約日のどちらか遅い方からの日割り計算となります。
12	月途中で転居に伴い、総合事業のサービス事業所を変更することとなった。どのように請求すべきか。(担当の地域包括支援センターは変更なし)	前の事業所との契約解除日または、次の事業所との契約日を起算日として日割り計算となります。
13	月途中で市外から転入してきた利用者で、転入前と同一サービスを利用する場合は契約日での日割り請求の適用となるのか。	「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(平成30年3月6日厚生労働省事務連絡)に記載のとおり、月途中の転入出の場合はそれぞれの保険者において月額包括報酬の算定が可能です。 (※1のただし書きが優先されます)